

明消総第305号の2

平成26年(2014年)4月25日

明石市監査委員 林 郁 朗 様
同 星 川 啓 明 様
同 富 田 賢 治 様
同 尾 倉 あき子 様

明石市長 泉 房 穂

定期監査（消防本部・消防署）の結果に対する措置について（通知）

みだしのこと、定期監査（消防本部・消防署）の結果に対して、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。

- 1 監査の期間 平成26年1月7日から平成26年3月25日まで
- 2 監査の範囲 平成25年10月末日現在における財務に関する事務の
執行状況
- 3 監査結果の受理日 平成26年3月25日
- 4 措置の内容

(監査の結果報告)

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、所管する事務の一部において、手続きや関係法令等に関する根本的な理解不足、チェック体制が不十分なことに起因する誤りが見受けられた。

このような誤りを防止するため、事務に係る関係法令等に対する正しい知識を習得できるよう職員に対して研修及び指導を徹底するとともに、適正に事務が行われるよう、執行体制の確立や事務の仕組みの見直しを含めた取組を検討し、改善されたい。

(講じた措置)

措置年月日：平成26年4月25日

職員に対する研修及び指導につきましては、市規則等の事務処理にかかる根拠法令の再認識並びに、公文書における重要記載事項及び事業者から徴収すべき書類の再確認を中心とした研修を担当者、係長級職員に対して行い、事務処理上の誤りの再発防止を徹底してまいります。

また、執行体制の確立や事務の仕組みの見直しにつきましても、所属長を中心に執行体制の見直しを含めた課としての課題、取り組みを検討していくとともに、契約行為等の主な事務処理につきましては、一定のマニュアルを作成し、当該事務処理における重要事項や注意点をとりまとめ活用することで、適正な事務処理の実施を徹底してまいります。